

第三分野の責任準備金等ルール整備に係る 規則・告示・監督指針の施行日について¹

(別紙2) 保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号)の一部を改正する内閣府令(案)	
(平成18年4月下旬官報にて公布予定)	
平成18年5月1日施行予定	平成19年4月1日施行予定
<ul style="list-style-type: none"> ・再保険・保険収支状況の開示(別表)(18.4.1以降に開始する事業年度から適用) ・免許申請書の添付書類※(6条、118条、179条) ・認可申請添付書類※(243条) <p>※損保及び免許特定法人(特定損害保険業免許)は、保険計理人が選定されるまでの間の経過措置あり。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準(基礎率変更権関係)(11条) ・剰余金計算(45条、101条) ・重要事項説明(基礎率変更権関係)(53条) ・ストレステスト等の妥当性の開示(59条の2)(19.4.1以降に開始する事業年度から適用) ・責任準備金(69条、70条、83条、85条、150条、151条、161条、164条、166条、192条) ・ソルベン(86条、87条、161条、162条、190条)

(別紙3) 保険業法施行規則第69条第7項等の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準を定める件(平成10年大蔵省告示第231号)を改正する告示(案)	
(別紙4) 保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件(平成8年大蔵省告示第50号)を改正する告示(案)	
(別紙5) 保険業法施行規則第80条及び第158条の規定に基づき金融庁長官が定める基準を定める件(平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号)を改正する告示(案)	
(別紙6) 貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額を定める件(平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号)を改正する告示(案)	
(平成18年4月下旬官報にて公布予定)	
	平成19年4月1日適用予定
	※各告示の改正は全て平成19年4月1日適用予定。

(別紙7) 「保険会社向けの総合的な監督指針」新旧対照表 ²	
(規則・告示の4月下旬の公布と同日付で改正予定)	
平成18年5月1日適用予定	平成19年4月1日適用予定
<ul style="list-style-type: none"> ・死亡率Ⅱ-2-1-2(8)、Ⅳ-5-1 ・保険収支状況の開示Ⅱ-2-1-4(17) ・再保険の開示Ⅱ-2-6-3 ・商品開発内部管理態勢Ⅱ-2-7-2(10)⑧ ・保険引受リスク管理態勢Ⅱ-2-8-2(2)⑧ ・保険金支払(商品審査)Ⅳ-4-3 ・入院等支払限度日数(商品審査)Ⅳ-4-1(削る) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険計理人確認留意事項Ⅱ-1-2(7)⑨ ・危険準備金Ⅱ-2-1-2(5) ・ストレステスト実施態勢Ⅱ-2-1-2(6) ・ストレステスト区分の考え方等Ⅱ-2-1-2(7) ・将来収支分析開示Ⅱ-2-1-4(1) ・基礎率変更権(募集時・契約後の情報提供)Ⅱ-3-5-1-2(10)(11) ・基礎率変更権(商品審査)Ⅳ-4-1、Ⅳ-4-2

¹ 公布までの間に修辭上の変更等の可能性がありますので、官報等において確認してください。

² 監督指針本体への溶け込みは、適用日になります。